

小牧ステーションわかば 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当室があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

| | |
|-------|-------------------------|
| 名称 | 特定非営利活動法人 幸の華 |
| 所在地 | 小牧市中央4丁目161番地サンヴィレッジSTⅡ |
| 電話番号 | 0568-41-3455 |
| 代表者氏名 | 理事長 山本 幸造 |

2 利用施設

| | |
|--------|--|
| 施設の種類 | 小規模保育事業所A型 |
| 施設の名称 | 小牧ステーションわかば |
| 施設の所在地 | 小牧市中央2丁目115番地第2さくらマンション210号室 |
| 連絡先 | 電話番号 0568-48-1133 FAX 0568-48-1133 |
| 管理者 | 勝川 春菜 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童 |
| 利用定員 | 満1歳以上満3歳未満の児童 10人 満1歳未満の児童 2人 |
| 開設年月日 | 平成27年11月1日 |
| 事業所番号 | |

3 事業所の目的・運営方針

小牧ステーションわかば(以下「当室」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1) 当室は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。

(2) 当室は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 当室は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 施設・設備の概要

(1) 施設

| | | |
|----|-------|----------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2026.06㎡ |
| | 園庭 | 朝日公園を屋外における保育活動の場として使用します。 |
| 園舎 | 構造 | RC造 |
| | 延べ床面積 | 87㎡ |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|-----|-----|----|
| 保育室 | 1室 | |
| 乳児室 | 1室 | |
| 調理室 | 1室 | |
| 事務所 | 1室 | |

5 職員の配置状況

| 職種 | 員数 | 備考 |
|-----|----|----|
| 管理者 | 1 | |
| 保育士 | 4 | |
| 調理員 | 1 | |

※ 当室では、「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月1日小牧市条例第30号)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 職員の配置状況は、職員の異動等に伴い変動する場合があります。

〈各職種の勤務体系〉

| 職種 | 勤務体系 |
|-----|-----------------------------------|
| 管理者 | 勝川春菜 |
| 保育士 | 勤務時間帯（7:30～18:00） （9:00～19:00） |
| 調理員 | 勤務時間帯（10:00～13:00） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当室との協議の上で保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要な時間帯となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当室との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の提供に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（3）最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育の内容

当室は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

（2）食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|------|----|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時30分頃 | 15時頃 | |

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください

9 利用料金

（1）特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当室にお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には在籍日数に応じ日割計算で算定します。

（2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

（1）に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当室は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します)。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当室は、以下の医療機関を嘱託医としています。

- (1) 内科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 塚原外科・内科 |
| 医院長名 | 塚原 憲児 |
| 所在地 | 小牧市中央2丁目185 |
| 電話番号 | 0568-77-3175 |

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当室では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|-----------|---|-------|
| 当園ご利用相談窓口 | 苦情解決責任者 | 山本 幸造 |
| | 苦情受付担当者 | 勝川 春菜 |
| 第三者委員 | 社会保険労務士事務所コルトス 社会保険労務士 鈴木 啓介 名古屋市守山区向台1-1818-2 TEL/FAX 052-700-9293 <受付>9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始(12/29~1/4)除く) | |

14 非常災害時の対策

| | |
|---------|------------------------------|
| 非常時対応 | 別途に定める「危機管理マニュアル」により対応いたします。 |
| 防災設備 | ・自動火災報知機 有 誘導灯 有 消火器 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。 |

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

| | |
|-------|---------------------|
| 保険の種類 | |
| 保険の内容 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 加入 |
| 保険金額 | |

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」をご確認ください。

16 当室におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|---|
| 喫煙 | 当室の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金(上乗せ徴収分、実費分)

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|----------|------------------------------|--------------|
| 教材費 | 制作等に要する経費 | 実際に要した経費(実費) |
| 遠足に係る交通費 | 公共交通機関(地下鉄、バス等)その他移動手段に要する経費 | 実際に要した経費(実費) |
| 写真代 | 行事等で撮影した写真の経費 | 実際に要した経費(実費) |
| 保険料 | 当施設で加入する傷害保険の保険料 | 月額510円 |

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

1回 500円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

1回 500円

※当室は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

3 連携施設

| 連携内容 | 連携施設 |
|-------------------|--|
| 保育の内容に関する支援 | 第二保育園 |
| 代替保育の提供 | 大山保育園 |
| 保育の提供が終了した児童の受け入れ | 第二保育園 三ツ渚保育園 陶保育園 大山保育園 北里保育園 岩崎保育園 小木保育園 三ツ渚北保育園 さくら保育園 山北保育園 藤島保育園 古雅保育園 大城保育園 |